

大口町告示第14号

大口町国民健康保険健康診査実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町国民健康保険健康診査実施要綱の一部を改正する要綱

大口町国民健康保険健康診査実施要綱（平成5年大口町告示第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「要精密検」を「要精密検査」に改める。

第4条を次のように改める。

（実施時期）

第4条 町は、健康診査の実施時期を実施機関に指示するものとする。

第5条中「次の各号に該当する者」を「次の各号のいずれにも該当するもの」に改める。

第7条を次のように改める。

（費用額の負担）

第7条 第5条の対象者のうち健康診査を受けるものは、次に掲げる費用を負担する。

(1) 人間ドック 費用額の3割相当額

(2) 脳検査 費用額の5割相当額

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。